

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針（素案）の概要

1 改正の趣旨

県では、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための指針として、「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針（以下「指針」という。）」を定めています。

平成14年に制定された現行の指針は、自動車排出ガスによる二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）等の大気汚染物質、自動車騒音への対策を行うため、事業者が行うべき取組について定められており、近年はNO₂やSPMの環境基準はすべての測定局において達成されているほか、騒音の環境基準達成率も上昇傾向にあります。

また、昨今の国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の改正や、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画」の改正等に伴い、県の自動車環境対策においては、従来の公害対策を主とする方針から、次世代自動車の普及促進などの地球温暖化対策へと転換を図ることとします。

これに伴い、指針の改正を行うものです。

2 改正の内容

- ・事業者が自動車の導入計画を作成するにあたっては、低公害車のうち電動車の導入を優先することを明記する
- ・「自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の削減計画」の項目を削除する
- ・ディーゼル条例に規定する運行規制への対応について、現在の状況に合わせて文言を修正する

3 施行予定日

令和7年4月1日